

○5 番（井藤茂信君）

はい。5 番、井藤茂信です。

本日は、農業振興についてお伺いいたします。

土庄町では、剪定枝を粉砕しチップ化する実証事業を開始されております。この取り組みは、これまで処分に苦慮していた剪定枝の有効活用を図るものであり、廃棄物の削減だけではなく、チップを農業資材として活用することで、土壌環境の改善や雑草抑制、農業経営コストの削減など、農業振興や環境保全にもつながる重要な施策であると考えます。

特に、オリーブをはじめとする果樹栽培では、病虫害防除や隔年結果の改善のため、毎年の適切な剪定が欠かせません。一方で、剪定によって発生する枝の処分は、農家にとって大きな負担となっています。

そこで、事業の実施状況と効果の検証結果についてお伺いします。また、今後の本格導入に向けた課題認識と展開方針について、町の考えを伺います。お願いします。

○議長（濱野良一君）

農林水産課長 塩見康夫君。

○農林水産課長（塩見康夫君）

井藤議員のご質問にお答えいたします。

土庄町における剪定枝等の粉砕・チップ化実証事業は、令和 7 年度から実施しております。実施方法としましては、剪定枝等の粉砕を希望する認定農業者や認定新規就農者、多様な農業人材認定者などの農業者を対象とし、粉砕機を設置しております旧小豆島やさい工房まで搬入していただいております。

令和 7 年度の利用実績としましては、剪定枝を搬入していただいた事業者は 1 事業者でございます。樹種はオリーブで、搬入量は軽トラック 20 車となっております。また、粉砕したチップの活用につきましては、3 事業者から活用希望がございました。搬出量は軽トラック 6 車でございます。稼働率から申しますと、十分に活用されているとは言い難い状況であると認識しております。

剪定枝をチップ化する最大の目的は、議員のおっしゃるとおり、焼却処分の削減や廃棄物の減量、資源の再利用であり、チップの活用効果としましては、粉砕したチップを土の表面に敷くことで日光を遮り雑草の繁殖を防ぐ効果のほか、土壌を改良する有機肥料としても活用できると考えておりますので、定期的に農業者に周知するなどチップの利用を推進してまいります。

今後の課題としましては、剪定枝を搬入したいが、旧小豆島やさい工房まで持って行けない方もいらっしゃるかと伺っております。町としましては、粉砕機を地区巡回させるなど、利用者の増加につながる方策について検討しているところでございます。

○議長（濱野良一君）

井藤茂信君。

○5 番（井藤茂信君）

はい。今、回答ありました、本事業の対象者にある多様な農業人材認定者について、どのような農家さんや事業者がこれに該当するのか、お伺いいたします。お願いします。

○議長（濱野良一君）

塩見課長。

○農林水産課長（塩見康夫君）

井藤議員の再質問にお答えいたします。

多様な農業人材認定制度は、兼業農家や定年帰農者など、地域農業に貢献する意欲のある農業者を支援するため、令和 6 年度に香川県が創設した制度でございます。認定を受けるための主な要件としましては、営農を 5 年以上継続する意欲があること、また、農産物の販売金額を 50 万円以上目指すことなどとなっております。認定を受けますと、農業用機械等の導入や、ビニールハウスなど、遊休施設の整備費用などの補助を受けることができます。

この認定制度は、昨年度まで、4 月から 7 月までを第 1 期申請期間とし、9 月に認定されておりました。また、第 2 期として、10 月から 1 月までを申請期間として、3 月に認定されておりました。

今年度から制度の見直しにより、随時申請を受け付けしており、申請から約 2 カ月で認定を受けることができるようになっております。

令和 7 年度末時点における土庄町の多様な農業人材認定者は 11 名でございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

井藤茂信君。

○5 番（井藤茂信君）

はい。ありがとうございます。

剪定枝を搬入したくても、事業実施場所まで持って行けないという声があるとお聞きしました。粉碎機の地区巡回だけでなく、軽トラックの貸し出しや巡回ルートの循環など、利用者が利用しやすくなるような具体的な施策について、対象者の拡大になるようさらに踏み込んだ検討をお願いいたします。

ぜひ、事業を実証で終わらせることなく、現場で継続的に活用できる仕組みづくりにつなげていただければと思います。剪定枝をこれまでのように処分するものではなく、地域資源として有効活用する視点を持ち、農家負担の軽減、農地の保全、環境負荷の低減、さらには循環型農業の推進につながる政策として、前向きに検討していただくことを要望いたします。

続いて、農業支援について伺います。農業機械や資材価格高騰が続く中、農業経営は厳しい状況に置かれており、特に小規模農家や高齢農家においては、農地の管理や剪定枝を処分にかかる費用と労力が大きな負担となっていると思います。前の質問で述べた剪定枝チップ化事業の効果をさらに広げ、農家の負担軽減と循環型農業の推進を図るためには、粉碎機をはじめとする農業機械の導入支援が有効であると考えます。

そこで、農業振興及び農家の経営負担軽減の観点から、農業機械導入支援や粉碎機導入支援について、町はどのように考えているのか伺いたします。お願いします。

○議長（濱野良一君）

塩見課長。

○農林水産課長（塩見康夫君）

井藤議員のご質問にお答えいたします。

土庄町独自でこれまで実施した農業機械等導入支援としましては、令和 3 年度と 5 年度に国の臨時交付金を活用し、農林水産業活性化緊急支援事業やスマート農業支援事業等を実施してまいりました。これらの交付金により粉碎機等を導入した農業者、農業法人等は合計 6 事業者ございます。粉碎機以外では、ハウス用機材やハンマーナイフ、運搬車等の導入要望があり、令和 3 年度では 20 事業者、5 年度では 26 事業者に対し支援いたしました。

また、今 6 月定例会におきましても、物価高騰対策として、設備投資を行う農林水産事業者を対象とした活性化緊急支援事業の補正予算を上程しております。

また、先ほど申しました令和 6 年度に香川県が創設した多様な農業人材として認定を受けた兼業農家や定年帰農者も支援対象としており、今年度の支援対象者は、令和 5 年度と比較し、11 名増となっております。町としましては多様な農業人材の認定相談を強化し、さらなる増加につながるよう取り組んでまいります。

そのほか、香川県においても、昨年度末から物価高騰対策として、農業機械の導入や農業用資材購入補助など農業者向けの支援を行っているところでございます。町としましては、香川県をはじめ農業関係機関と連携し、これらの制度を有効にご活用いただけるよう、農業者等に対しまして周知徹底に努めてまいります。以上です。

○議長（濱野良一君）

井藤茂信君。

○5 番（井藤茂信君）

はい。農業支援については、町としてもいろいろ検討していただくことがあるとわかりました。

農業は地域資源、地域経済を支える基幹産業であるだけでなく、美しい景観の維持、防災機能の確保、さらには地域コミュニティの維持にも大きな役割を果たしていると考えます。

今後、持続可能な地域農業を守り育てていくため、地域資源を有効活用した循環型農業の推進と、農業に寄り添った支援体制のさらなる充実を強く求め、私の質問を終わります。ありがとうございました。